

令和2年八千代市農業委員会

第7回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和2年八千代市農業委員会第7回総会議事日程

開催日時	令和2年7月7日(火)午後1時30分～午後2時19分
開催場所	八千代市役所別館2階 第1・第2会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第5号, 報告第1号～第3号)
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
議案第2号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の件
議案第3号	農地法第4条の件(県許可分)
議案第4号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第5号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局専決事項の報告 農地法第5条届出書の件
報告第3号	八千代市農地利用最適化推進委員候補者の決定について

◆出席農業委員 (12名)

1 立石 猛	2 齋藤 孝一	3 黒崎 玲子
4 小名木 伸雄	5 加茂 太郎	7 江野澤 隆之
8 浅野 正夫	9 深山 信夫	10 石井 忠徳
11 立石 勝則	12 萩原 直也	14 間野 恵一

(欠席委員: 6 將 司 実)

◆出席農地利用最適化推進委員 (12名)

1 島村 隼人	2 山崎 良弘	3 市川 和彦
4 今井 茂	5 志田 啓佑	6 鈴木 勉
8 村田 一夫	9 立石 輝雄	10 安原 清
11 立石 秀夫	12 長岡 勇	13 蜂谷 與

(欠席委員: 7 石井 孝治)

◆事務局（4名）

局長 村田 順儀

次長 石原 雄二

主査補 青木 重憲

主事 樽見 侑樹

◆総会議事録

議長	皆さん、こんにちは。 議事に入る前に、事務局より発言を求められていますので、発言を許可します。
局長	本日もちまして、現委員さんの総会が最後ということで、少々お時間をいただきたいと思います。 市を代表して、市長より一言ご挨拶申し上げます。それでは、市長お願いします。 【市長挨拶】
局長	ありがとうございました。 市長におかれましては、別の公務がありますので、ここで退席させていただきます。 【市長退室】
議長	私からも一点申し上げます。今回も、引き続き新型コロナウイルス感染症予防対策として、会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただきますようお願いいたします。なお、委員の皆さんには事前に議案書の内容を確認いただくようお願いしたとおり、会議の時間短縮にご理解とご協力をお願いいたします。以上です。
議長	それでは、議事に入ります。 ただ今出席されております、 農業委員は13名中、12名、 推進委員は13名中、12名です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和2年八千代市農業委員会第7回総会は成立いたしました。
議長	ただ今から開会します。 ◆日程第1、議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。

	<p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>9番 深山委員，11番 立石勝則委員，両委員にお願いします。</p>
議長	<p>◆日程第2，議案第1号から議案第5号及び報告第1号から報告第3号をもって，本日の議題とします。</p> <p>この際，お手元に配付してあります文書により，朗読は省略しますので，ご了承願います。</p>
議長	<p>◆日程第3，これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は，議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>●議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件，</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件につきましては，6月29日，地区担当の江野澤委員と7月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所でございますが，案内図1ページをご覧ください。</p> <p>申請された生産緑地は，八千代台南三丁目の畑5筆で，八千代台東南公共センターの南約350メートル付近に位置しております。</p> <p>この農地は平成4年に生産緑地の指定を受け，事由発生者が耕作をしておりましたが，今後耕作を続けることが困難となったため，このたび買い取りの申出をするに至りました。</p> <p>この買い取り申出に際し，生産緑地法の規定により，事由発生者がこの農地の主たる従事者であることを証明する必要があるため，証明願が提出されたものであります。</p> <p>農地台帳で事由発生者の従事日数を照会したところ，主たる従事者であることが確認できましたので，このたび証明書を交付したいとするものであります。</p> <p>なお，添付すべき必要書類も併せて確認をしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>7番 江野澤委員どうぞ。</p>

江野澤委員	<p>7番 江野澤です。</p> <p>去る6月29日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として管理されておりましたが、一部、雑草が伸びてしまっている状況でしたので、草刈し適切に管理するよう指導しました。</p> <p>しかし、親族だけでは、早急な対処ができないとのことであったため、事務局より環境緑化公社やシルバー人材センターなどの草刈りできるところを紹介し、相談してもらったところ、雨の日や風の強い日が続き、早急な対応ができなかった旨の連絡が事務局にありました。ただし、7月22日には完了する見込みであることを確認しております。</p> <p>当案件については、事務局から説明があったとおり、申請人は疾病により、耕作を続けていくことが難しく、生産緑地の買い取り申し出をしたいとの事であり、申請人が主たる従事者であったことの証明を発行することについては、問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第1号については、原案のとおり決定しました。</p>

議長	<p>●議案第 2 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の件、</p> <p>1 番について、申請代理人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p>【1 番 申請代理人入室】</p>
議長	申請人の代理の方ですか。
代理人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。事務局より概要の説明を願います。
次長 局長	<p>議案朗読（1 番）</p> <p>本件につきましては、6 月 29 日、地区担当の立石猛委員と島村推進委員、7 月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所でございますが、案内図の 2 ページをご覧ください。米本下宿東の畑で、下総病院の南約 330 メートルに位置しております。また、本日配布しました、右上に「別紙 2」と記載のある現況写真を併せてご覧ください。</p> <p>現地調査の結果、現地は駐車場及び物置となっており、現地調査結果報告書のとおり非農地との判断でございます。</p> <p>申請理由ですが、登記地目が畑のままになっておりますので、登記地目を現況に正したいとのことから、非農地の証明をもって地目変更登記をしたいとのことです。</p> <p>農地でなくなった時期につきましては、平成 8 年 11 月頃に宅地の一部として駐車場の設置及び物置を建築したとのことであり、20 年以上前の航空写真の提出を求めたところ、平成 12 年の航空写真で非農地であったことを確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>島村推進委員どうぞ。</p>
島村推進委員	<p>推進委員の島村です。</p> <p>去る 6 月 29 日に現地調査を行いました。</p>

	<p>現地はお手元の資料の現況写真のとおりで、駐車場及び物置となっております、非農地として判断しております。</p> <p>事務局から説明があったとおりですが、現況が農地以外の土地なっていることが明白であり、20年以上経過していることも確認しておりますので、非農地と判断するに止むを得ないものと考えております。</p> <p>委員の皆さんのご審議をお願いします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
萩原委員	<p>平成8年ごろに駐車場の設置等をしたとのことですが、自宅の建設にあわせて行ったのですか。</p>
代理人	<p>違います。</p>
萩原委員	<p>農地をそれ以外の用途にする場合、手続きが必要ということは知らなかったのですか。</p>
代理人	<p>存じませんでした。</p>
間野委員	<p>自宅の建設と駐車場の設置にはどれぐらいの期間が空いているのでしょうか。</p>
代理人	<p>10年ぐらいの空きがあります。自宅は約30年前に建設しました。</p>
立石勝則委員	<p>この土地の取得の経緯を教えてください。</p>
代理人	<p>現在は妻が所有者になっておりますが、その前は妻の父が所有しており、相続により取得しております。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p>

	申請代理人は退場してください。
	【1番 申請代理人退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第2号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第2号については、原案のとおり決定しました。
議長	●議案第3号 農地法第4条の件、県許可分、 1番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。
	【1番 申請人入室】
議長	申請人の方ですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長 局長	議案朗読（1番） 本件につきましては、6月29日、地区担当の小名木委員と今井推進委員、7月の現地調査班で調査を行いました。 場所でございますが、案内図3ページをご覧ください。保品郷下の畑で、東京成徳大学の東約310メートルに位置しております。土地利用計画図は

<p>議長</p> <p>今井推進委員</p>	<p>次の4ページにございますので併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、申請人は申請地周辺でイチゴの栽培を行っており、今後、新たな販路の開拓として観光農園化を目指すにあたり、来客用の駐車場を確保するため転用したいとするものです。</p> <p>土地の選定につきましては、申請地周辺の近隣地で検討した結果、地権者から合意が得られず、自己所有地で選定したとのことです。</p> <p>転用許可基準である立地基準につきましては、</p> <p>農地区分は、農用地ですが、農業振興計画を軽微変更しており、用途が農業用施設になっております。</p> <p>農用地は原則として転用の許可をすることが出来ませんが、農業用施設やその施設に付随する駐車場等で、利用者数などに照らして規模が過大でないと認められるものであれば許可できるものとされており、数量算定根拠を確認したところイチゴの栽培面積15アールに対して、1日25人程度の想定来客に対し5台分の駐車場計画であり、過大でないことを確認しております。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準につきましては、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書にて確認しております。転用行為の妨げとなる権利の有無については、特段ございません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接に農地があるため、農地との境界には土留めを設置し、砂利などが流出しないよう対策すること、雨水につきましては、砂利を敷き自然浸透により敷地内処理とのこと、工事期間中は交通の妨げにならないよう注意することなどをそれぞれ確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>今井推進委員どうぞ。</p> <p>推進委員の今井です。</p> <p>去る6月29日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>先ほど事務局から説明があったとおり、観光農園用の駐車場を設置することであり、規模も過大でないことから、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さんのご審議をお願いいたします。</p>
-------------------------	--

議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
深山委員	<p>現在イチゴを栽培しており観光農園化を目指しているとのことですが、今後の営農計画について教えていただけますか。</p>
申請人	<p>15アールの経営規模でイチゴを栽培しております、直売をメインで販売しております。繁忙期には手が回らないこともあり、新たな販路として観光農園化を目指しております。経営の規模を変更する予定はありません。</p>
深山委員	<p>今後、駐車場を増やす予定はありますでしょうか。</p>
申請人	<p>今現在、その予定はございません。</p>
黒崎委員	<p>イチゴの摘み取りに来るお客用の駐車場ということでよろしいでしょうか。そうしますと、駐車場として使用する時期は限定されると思いますが、それ以外の時期の利用は何か考えているのでしょうか。</p>
申請人	<p>特に考えておりませんが、自家用で少し利用するかと思います。</p>
黒崎委員	<p>利用する時期が限られておりますので、周りの農地に影響がないよう、適切な管理をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>申請人は退場してください。</p> <p>【1番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第3号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>

議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第4号 農地法第5条の件、県許可分、 1番について、申請代理人にお越しいただいていますので、入室願います。</p>
	<p>【1番 申請代理人入室】</p>
議長	<p>申請代理人の方ですか。</p>
代理人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件につきましては、6月29日、地区担当の齋藤委員と山崎推進委員、7月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所につきましては、案内図5ページをご覧ください。大和田新田麦丸台の畑で、JA八千代市本店の北西約90メートルに位置しております。また、土地利用計画図は6ページにございますので、併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、譲受人は現在、麦丸の集落で借家住まいであり、今般、申請地を購入し自宅を新築したいとする計画です。申請地は譲渡人が相続により取得してから耕作しておらず、保全管理の状態が続いており、今後も作付けの予定がないことから、譲受人の要望に沿いたいとのことです。</p> <p>土地の選定理由につきましては、近隣の農地以外の土地で検討した結果、申請地周辺で売却に出ている土地がほとんどなく、申請地でなければ転用</p>

	<p>目的が果たせないため選定したとのことです。</p> <p>転用許可基準である立地基準につきましては、</p> <p>まず農地区分については、当該地は、農用地ではないこと、農地の集団規模が10ヘクタールを超えることから、第1種農地と判断される土地であります。</p> <p>第1種農地は原則として転用の許可をすることが出来ませんが、既存集落に接続して設置される住宅であれば許可できるものとされております。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準につきましては、</p> <p>申請目的の実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しております。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利の有無について、当該地に借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接の農地がありますが、ブロックフェンスを設置し土砂等が流出しないようにすること、通風を考慮したフェンスを設置し、周辺農地への影響が出ないようにすること。</p> <p>上水道につきましては、市営水道より給水すること、雨水につきましては、オーバーフロー分を既設のU字溝へ放流し、汚水及び雑排水につきましては、合併処理浄化槽にて処理し、こちらもU字溝へ放流すること、工事中は、交通及び安全のため、人員を配置し作業を行い、問題が起きた場合には、施工主が責任をもって対処するとのことをそれぞれ確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>山崎推進委員どうぞ。</p>
山崎推進委員	<p>推進委員の山崎です。</p> <p>去る6月29日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さんのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

間野委員	土地利用計画図を見ますと住宅と駐車スペース以外が空白になっていますが、この空白の所には何か入る予定はあるのでしょうか。
代理人	本人に確認しましたところ、現時点では空白スペースの計画がなく、今後、家が建ってから庭や木を植えるなど検討したいとのことで聞いております。
間野委員	隣接南側の農地に入る進入路が、幅 60 センチメートル程であると聞いておりますが、隣接の地権者は納得しているのでしょうか。
代理人	確認し、承諾を得ております。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請代理人は退場してください。
	【1 番 申請代理人退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第 4 号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。
議長	議案第 4 号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】

議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第4号については，原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第5号 農用地利用集積計画審議の件， 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>それでは，お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります，令和2年第7回総会議案第5号案内図の1ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては，場所は村上下相女の田で，宮内橋から南約320メートルに位置しております。</p> <p>借受人の申請理由は，賃貸借権の再設定でございます。期間は約5年です。</p> <p>貸出人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものでございます。賃料は，年間で5,000円です。</p> <p>利用集積計画要件の，「全部効率利用要件」につきましては，遊休農地及び貸付地はございません。</p> <p>「常時従事要件」につきましては，従事日数は270日となっており，150日以上を満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（2番）</p> <p>次に，案内図の2ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては，場所は米本下宿東の畑で，米本南小学校の東約500メートルに位置しております。</p> <p>今回の申請は，今年度の4月総会において利用権設定の決定がされた3筆の内の1筆ですが，借受人の要望によりこの1筆は中間管理機構を通じた使用貸借に変更したいとのことで申請がありました。</p> <p>借受人の申請理由は，使用貸借権の新規設定でございます。期間は5年です。貸出人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものでございます。</p> <p>利用集積計画要件の，「全部効率利用要件」につきましては，遊休農地及び貸付地はございません。</p> <p>「常時従事要件」につきましては，従事日数は250日となっており，150日以上を満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p>

議長	<p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第5号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第5号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●報告第1号 会長決裁事項の報告について 農地の転用事実に関する照会の件、 事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番）</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>●報告第2号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第5条届出書の件、</p>

	事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	●報告第3号 八千代市農地利用最適化推進委員の候補者の決定について、 八千代市農地利用最適化推進委員申込者評価委員会委員長の江野澤委員から報告を願います。
江野澤委員	総会運営委員長の江野澤です。 議案書の8ページをお開きください。 報告第3号として、次期の農地利用最適化推進委員の候補者が決定しましたので、報告させていただきます。 6月12日に選考を行いまして、第1区の大和田地区は3名、第2区の睦地区、第3区の阿蘇地区はそれぞれ5名ずつ、記載のとおり合計13人の候補者が決定いたしました。 7月20日、新しい農業委員での初総会で決定後、新会長から委嘱をされる予定となっております。 報告は以上です。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第3号については、報告のとおりとしますので、ご承知願います。

議長	<p>その他としまして、第4回総会運営委員会が開催されましたので、江野澤委員から報告願います。</p>
江野澤委員	<p>委員長の江野澤です。</p> <p>6月5日の総会終了後に、令和2年度第4回総会運営委員会を開催しましたので、協議した内容について報告いたします。</p> <p>一つ目は、次期農地利用最適化推進委員の選考方法について、再度の確認を行いました。</p> <p>なお、推進委員の選考は6月12日に予定通り行われ、結果は、先ほど報告いたしましたとおりです。</p> <p>二つ目は、農業委員会弔慰金の申し合わせ事項の見直しについて協議し、会長交際費の取扱要領の見直しに伴い、改訂案を作成いたしました。</p> <p>総会終了後に、石井会長からあらためて提案させていただきますので、よろしくお願います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、総会運営委員会より報告がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>江野澤委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度第3回「農の雇用事業」募集のお知らせについて ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書の回収について
議長	<p>本日は、現職委員の任期最後の総会です。委員の皆さんにおかれましては、農業委員会業務に精励され、多大なるご尽力をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>それではここで、今期で退任される委員の皆さんから一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>農業委員から、席順でお願いします。</p>

議長	<p>【順次挨拶】</p> <p>最後に私から挨拶申し上げます。</p>
議長	<p>【会長の挨拶】</p> <p>今期で退任される委員の皆さんにおかれましても、今月 19 日までは任期中となりますので、それまでは引き続き業務をお願いします。</p> <p>3年間の長きに渡り、議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>以上で令和2年第7回総会を閉会します。</p>